#### 平成二十九年内閣府令第五十号

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律(平成二十八年法律第七十六号)及び人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行令(平成二十九年政令第二百八十号)の規定に基づき、並びに同法を実施するため、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則を次のように定める。

(定義)

第一条 この府令において使用する用語は、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律(以下「法」という。)において使用する用語の例による。

(人工衛星等の打上げを行う者と業務上密接な関係を有する者)

- 第二条 法第二条第八号の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。
  - 一 当該人工衛星等の打上げを行う者の従業者
  - 二 当該人工衛星等の打上げの用に供された資材その他の物品又は役務の提供をした者及びその従業者

(特定ロケット落下等損害)

- 第三条 法第二条第九号の内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。
  - 一 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱
  - 二 前号に掲げる事由のほか、法第九条第二項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた損害賠償担保措置におけるロケット落下等損害賠償責任保険契約において、保険者が保険金を支払わないこととしている事由であって、内閣総理大臣が適当と認めるもの

(人工衛星の管理を行う者と業務上密接な関係を有する者)

第四条 法第二条第十一号の内閣府令で定める者は、当該人工衛星の管理を行う者の従業者とする。

(人工衛星等の打上げに係る許可の申請等)

- 第五条 法第四条第一項の許可を受けようとする者は、様式第一による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 一 法第十三条第一項の型式認定を受けていない人工衛星の打上げ用ロケットを用いて人工衛星等の打上げを行おうとする者にあっては、次に掲げる書類
  - イ 人工衛星の打上げ用ロケットの設計が第七条に定めるロケット安全基準に適合していることを証する書類
  - ロ 飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法を記載した書類
  - ハ 人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設の適合性を確保する技術的条件を記載した書類
  - ニ 人工衛星の打上げ用ロケットの飛行実績又は試験結果を記載した書類
  - ホ 人工衛星の打上げ用ロケットの信頼性の評価結果を記載した書類
  - へ 人工衛星の打上げ用ロケットが設計に合致していることの確認方法を記載した書類
- 二 法第十六条第一項の適合認定を受けていない打上げ施設を用いて人工衛星等の打上げを行おうとする者にあっては、次に掲げる書類イ 打上げ施設の場所、構造及び設備が第八条に定める型式別施設安全基準に適合していることを証する書類
- ロ 飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法を記載した書類
- ハ 人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設の適合性を確保する技術的条件及びその条件に適合していることを明らかにする書類
- 三 その他内閣総理大臣が必要と認める書類
- 3 法第四条第二項第六号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 人工衛星の打上げ用ロケットの型式、機体の名称及び号機番号
- 二 人工衛星の打上げ用ロケットに搭載される人工衛星の名称
- 三 申請者が法人である場合は、役員の氏名
- 四 使用人の氏名
- 五 法第五条各号のいずれにも該当しないこと。
- 4 内閣総理大臣は、法第四条第一項の許可をしたときは、申請者に対し、その旨を通知するとともに、様式第二による許可証を交付するものとする。
- 5 打上げ実施者は、前項の規定により交付を受けた許可証を内閣総理大臣に返納することができる。この場合において、当該許可は、その効力を失う。

(心身の故障により人工衛星等の打上げを適正に行うことができない者)

第五条の二 法第五条第三号の内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により人工衛星等の打上げを適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 (使用人)

第六条 法第五条第四号及び第五号の内閣府令で定める使用人は、申請者の使用人であって、当該申請者の人工衛星等の打上げに係る業務 に関する権限及び責任を有する者とする。

(ロケット安全基準)

- 第七条 法第六条第一号の内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。
  - 一 人工衛星等の打上げを行うことができる飛行能力を有するものであること。
  - 二 着火装置等の故障、誤作動又は誤操作(以下「故障等」という。)があっても、人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保することができる措置が講じられているものであること。
  - 三 人工衛星の打上げ用ロケットの位置、姿勢及び状態を示す信号を送信する機能を有するものであること。
  - 四 人工衛星の打上げ用ロケットの飛行中断措置により当該人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保することができる機能を有するものであること。
  - 五 人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全確保を図る機能を構成する重要なシステム等に、故障等があっても機能するために十分な信頼性の確保及び多重化(同一の機能を有する二以上の系統又は機器を同一のシステムに配置することをいう。以下同じ。)の措置が講じられているものであること。
  - 六 人工衛星等が分離されるときになるべく破片等を放出しないための措置が講じられているものであること。
  - 七 人工衛星の打上げ用ロケットを構成する各段のうち軌道に投入される段に、人工衛星を分離した後になるべく破砕を防止するための 措置が講じられているものであること。

(型式別施設安全基準)

第八条 法第六条第二号の内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。

- 打上げ施設が、当該打上げ施設の周辺の安全を確保できる場所にあり、かつ、重要な設備等に保安上適切な対策が講じられていること。
- 二 打上げ施設に、人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及びその周辺の安全を確保する適切な発射を行うことができる装置を備える ことができること。
- 三 人工衛星の打上げ用ロケットに使用する着火装置等に係る重要なシステム等の故障等があっても、人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保することができる措置が講じられていること。
- 四 飛行安全管制(人工衛星等の打上げを終えるまで、全部若しくは一部の人工衛星が正常に分離されていない状態における人工衛星等の落下、衝突又は爆発により、地表若しくは水面又は飛行中の航空機その他の飛しょう体において人の生命、身体又は財産に損害を与える可能性を最小限にとどめ、公共の安全を確保することをいう。以下同じ。)や飛行中断措置を講ずるために必要な、次に掲げる無線設備を打上げ施設に備えることができること。ただし、飛行安全管制や飛行中断措置を講ずるために次に掲げる無線設備を備えるその他の場所を使用する場合は、この限りでない。
  - イ 人工衛星の打上げ用ロケットの位置、姿勢及び状態を示す信号を電磁波その他を利用して受信する方法により把握する機能を有する無線設備
  - ロ 人工衛星の打上げ用ロケットが飛行中断措置を信号を受信することにより行う場合においては、当該飛行中断措置を講ずるために 必要な信号を送信する機能を有する無線設備
- 五 人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全確保を図る機能を構成する重要なシステム等に、故障等があっても機能するために十分な信頼性の確保及び多重化の措置が講じられていること。

(変更の許可の申請等)

- **第九条** 打上げ実施者は、法第四条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、様式第三による申請書に、第五条第二項第一号及び第二号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類及び当該人工衛星等の打上げに係る同条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 内閣総理大臣は、法第七条第一項の変更の許可をしたときは、打上げ実施者に対し、その旨を通知するとともに、当該人工衛星等の打上げに係る第五条第四項の許可証を返納させた上で、様式第二による許可証を再交付するものとする。
- 3 法第七条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、法第四条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の実質的な変更を伴わないものとする。
- 4 打上げ実施者は、法第七条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第四による届出書に、変更事項に係る書類及び当該人工衛星等の打上げに係る第五条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。 (腔機排置類)
- 第九条の二 法第九条第二項の内閣府令で定める金額は、人工衛星の打上げ用ロケットの設計、打上げ施設の場所その他の事情を勘案して、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定めるものとする。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により金額を定めたときは、これを告示する。

(賠償措置額の算定に用いる資料の提出)

**第九条の三** 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、人工衛星等の打上げを行おうとする者に対し、賠償措置額の算定に用いる資料の提出を求めることができる。

(損害賠償担保措置の承認の申請等)

- 第九条の四 法第九条第二項の承認を受けようとする者は、様式第四の二による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 一 ロケット落下等損害賠償責任保険契約及びロケット落下等損害賠償補償契約(特定ロケット落下等損害に係るものに限る。以下本条 及び第十条において同じ。)の締結により損害賠償担保措置を講じようとする場合においては、次に掲げる書類
  - イ ロケット落下等損害賠償責任保険契約の約款の写し
  - ロ ロケット落下等損害賠償責任保険契約の保険証券の写し
  - ハ ロケット落下等損害賠償補償契約の約款の写し
  - ニ ロケット落下等損害賠償補償契約の契約証書の写し
- 二 供託により損害賠償担保措置を講じようとする場合においては、法務局又は地方法務局の名称及び所在地並びに供託物が金銭の場合 にあってはその金額、振替国債の場合にあってはその銘柄及び金額、振替債以外の有価証券の場合にあってはその名称、総額面、券面 額、回記号、番号、枚数及び附属利賦札を記載した書類
- 三 ロケット落下等損害賠償責任保険契約及びロケット落下等損害賠償補償契約の締結又は供託に相当する措置により損害賠償担保措置 を講じようとする場合においては、その内容を記載した書類
- 四 その他内閣総理大臣が必要と認める書類
- 3 内閣総理大臣は、法第九条第二項の承認をしたときは、申請者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。 (損害賠償担保措置の変更の承認の申請等)
- 第九条の五 法第九条第二項の承認を受けた者は、当該承認を受けた損害賠償担保措置について変更をしようとする場合は、様式第四の三による申請書に、前条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類を添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により法第九条第二項の承認を受けた者から提出を受けた書類に基づいて変更の承認をしたときは、申請者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。 (承認の失効)
- 第九条の六 次に掲げる場合には、法第九条第二項の承認は、その効力を失う。
  - 一 法第十条第一項の認可を受けたとき。
  - 二 法第十条第五項及び法第十一条(第四号を除く。)の規定により法第四条第一項の許可がその効力を失ったとき。
  - 三 法第十二条の規定により、法第四条第一項の許可が取り消されたとき。
  - 四 前条第一項に規定する場合において、同項の規定による変更の承認の申請をしなかったとき。
  - 五 次条第四項に規定する場合において、同項に規定する書類が提出されなかったとき。

(打上げ実施者の地位の承継の認可の申請)

- 第十条 法第十条第一項の認可を受けようとする者は、様式第五による申請書に、次に掲げる書類及び譲渡人に係る第五条第四項の許可証 の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。
  - 一 譲受人が当該ロケット打上げ計画を実行する十分な能力を有していることを明らかにする書類

- 二 譲渡及び譲受けに関する契約書の写し
- 三 譲渡人又は譲受人が法人である場合は、譲渡又は譲受けに関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社 員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書類
- 2 法第十条第二項の認可を受けようとする者は、様式第六による申請書に、次に掲げる書類及び被承継者に係る第五条第四項の許可証の 写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。
  - 一 合併の方法及び条件が記載された書類
- 二 合併後存続する法人又は合併により設立される法人が当該ロケット打上げ計画を実行する十分な能力を有していることを明らかにする書類
- 三 合併契約書の写し及び合併比率説明書
- 四 合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類
- 3 法第十条第三項の認可を受けようとする者は、様式第七による申請書に、次に掲げる書類及び被承継者に係る第五条第四項の許可証の 写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。
  - 一 分割の方法及び条件が記載された書類
  - 二 分割により人工衛星等の打上げに係る事業を承継する法人が当該ロケット打上げ計画を実行する十分な能力を有していることを明らかにする書類
  - 三 分割契約書(新設分割の場合にあっては、分割計画書)の写し及び分割比率説明書
- 四 分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思の決定を証する 書類
- 4 法第十条第二項又は第三項の認可を受けようとする者が、法第九条第二項に規定する承認を受けている場合にあっては、前二項に定めるところによるほか、次に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- ロケット落下等損害賠償責任保険契約及びロケット落下等損害賠償補償契約の締結により損害賠償担保措置の承認を受けた者にあっては、当該契約の権利義務が承継されることを証する書類
- 二 供託により損害賠償担保措置の承認を受けた者にあっては、当該供託に係る供託者の権利が承継されることを証する書類
- 三 相当措置により損害賠償担保措置を講じている者にあっては、当該措置の権利義務が承継されることを証する書類
- 5 内閣総理大臣は、法第十条第一項、第二項又は第三項の認可をしたときは、申請者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。 (死亡等の届出)
- 第十一条 法第十一条の各号に定める者は、同条の規定による届出をするときは、様式第八による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の届出書には、法第十一条第一号から第三号までのいずれかに該当する場合は、当該人工衛星等の打上げに係る第五条第四項の許可証を添えなければならない。

(許可の取消しを行う場合の手続)

第十二条 内閣総理大臣は、法第十二条の規定に基づき、法第四条第一項の許可を取り消すときは、その旨を書面により当該打上げ実施者に通知し、当該人工衛星等の打上げに係る第五条第四項の許可証の返納を求めるものとする。

(人工衛星の打上げ用ロケットの設計の型式認定の申請等)

- 第十三条 法第十三条第一項の型式認定を受けようとする者は、様式第九による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 一 人工衛星の打上げ用ロケットの飛行実績又は試験結果を記載した書類
- 二 人工衛星の打上げ用ロケットの信頼性の評価結果を記載した書類
- 三 人工衛星の打上げ用ロケットが設計に合致していることの確認方法を記載した書類
- 四 その他内閣総理大臣が必要と認める書類
- 3 法第十三条第二項第三号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法
  - 二 人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設の適合性を確保する技術的条件
- 4 内閣総理大臣は、法第十三条第一項の型式認定をしたときは、申請者に対し、その旨を通知するとともに、様式第十による型式認定書を交付するものとする。
- 5 法第十三条第一項の型式認定を受けた者は、同条第四項の規定により交付を受けた型式認定書を内閣総理大臣に返納することができる。この場合において、当該型式認定は、その効力を失う。

(設計等の変更の申請等)

- 第十四条 法第十三条第一項の型式認定を受けた者は、同条第二項第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、様式第十一による申請書に、次に掲げる書類を添えて、内閣総理大臣の変更の認定を受けなければならない。
  - 一 前条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類
  - 二 当該変更後の人工衛星の打上げ用ロケットの設計が第七条に定めるロケット安全基準に適合していることを証する書類
  - 三 法第十三条第四項の型式認定書の写し

(打上げ施設の適合認定の申請等)

- 2 内閣総理大臣は、法第十四条第一項の変更の認定をしたときは、法第十三条第一項の型式認定を受けた者に対し、その旨を通知するとともに、当該人工衛星の打上げ用ロケットの設計の型式認定に係る同条第四項の型式認定書を返納させた上で、様式第十による型式認定書を再交付するものとする。
- 3 法第十四条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、法第十三条第二項第二号に掲げる事項の実質的な変更を伴わないものとする。
- 4 法第十三条第一項の型式認定を受けた者は、法第十四条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第十二による届出書に、変更事項に係る書類及び法第十三条第四項の型式認定書の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。 (型式認定の取消しを行う場合の手続)
- 第十五条 内閣総理大臣は、法第十五条第一項の規定に基づき、法第十三条第一項の型式認定を受けた者の認定を取り消すときは、その旨を書面により当該型式認定を受けた者に通知するものとする。
- 第十六条 法第十六条第一項の適合認定を受けようとする者は、様式第十三による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設の適合性を確保する技術的条件及びその条件に適合していることを明らかにする書類
- 二 その他内閣総理大臣が必要と認める書類
- 3 法第十六条第二項第五号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 人工衛星の打上げ用ロケットの型式
  - 二 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定年月日
- 4 内閣総理大臣は、法第十六条第一項の適合認定をしたときは、申請者に対し、その旨を通知するとともに、様式第十四による打上げ施 設認定書を交付するものとする。
- 5 法第十六条第一項の適合認定を受けた者は、同条第四項の規定により交付を受けた打上げ施設認定書を内閣総理大臣に返納することができる。この場合において、当該適合認定は、その効力を失う。

(打上げ施設の場所等の変更の申請等)

- **第十七条** 法第十六条第一項の適合認定を受けた者は、同条第二項第二号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、様式第十五による申請書に、次に掲げる書類を添えて、内閣総理大臣の変更の認定を受けなければならない。
  - 一 前条第二項第一号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類
  - 二 当該変更後の打上げ施設が第八条に定める型式別施設安全基準に適合していることを証する書類
  - 三 法第十六条第四項の打上げ施設認定書の写し
- 2 内閣総理大臣は、法第十七条第一項の変更の認定をしたときは、法第十六条第一項の適合認定を受けた者に対し、その旨を通知するとともに、当該打上げ施設の適合認定に係る同条第四項の打上げ施設認定書を返納させた上で、様式第十四による打上げ施設認定書を再交付するものとする。
- 3 法第十七条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、法第十六条第二項第二号又は第四号に掲げる事項の実質的な変更を伴わないものとする。
- 4 法第十六条第一項の適合認定を受けた者は、法第十七条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第十六による届出書に、変更事項に係る書類及び法第十六条第四項の打上げ施設認定書の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。 (適合認定の取消しを行う場合の手続)
- 第十八条 内閣総理大臣は、法第十八条第一項の規定に基づき、法第十六条第一項の適合認定を受けた者の認定を取り消すときは、その旨を書面により当該適合認定を受けた者に通知するものとする。

(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構による申請手続の特例)

- 第十九条 法第十九条第一項の内閣府令で定める国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)が行う簡略化された手続は、法第十三条第二項の規定にかかわらず、機構が、その行った人工衛星の打上げ用ロケットの設計が第七条に定めるロケット安全基準に適合していることを自ら確認し、当該確認の結果を記載した書類を添えて申請を行った場合は、法第十三条第二項第二号及び第三号に掲げる事項並びに第十三条第二項第一号から第三号までに掲げる書類を省略する手続とする。
- 2 法第十九条第二項の内閣府令で定める機構が行う簡略化された手続は、法第十六条第二項の規定にかかわらず、機構が、その管理し、及び運営する打上げ施設の場所、構造及び設備が第八条に定める型式別施設安全基準に適合していることを自ら確認し、当該確認の結果を記載した書類を添えて申請を行った場合は、法第十六条第二項第二号、第四号及び第五号に掲げる事項並びに第十六条第二項第一号に掲げる書類を省略する手続とする。

(人工衛星の管理に係る許可の申請等)

- **第二十条** 法第二十条第一項の許可を受けようとする者は、様式第十七による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 一 人工衛星の構造が第二十二条に定める基準に適合していることを証する書類
- 二 その他内閣総理大臣が必要と認める書類
- 3 法第二十条第一項の内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
  - 一 法第二十条第一項の許可を受けた人工衛星の管理に係る人工衛星
  - 二 法附則第四条の規定に基づき法第二十条第一項の規定を適用しないこととしている人工衛星の管理に係る人工衛星
  - 三 国が行う人工衛星の管理に係る人工衛星
- 4 法第二十条第二項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる人工衛星の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
  - 一 前項第一号の人工衛星 法第二十条第一項の許可の許可番号又は申請年月日
  - 二 前項第二号又は第三号の人工衛星 人工衛星の軌道その他の当該人工衛星を特定することができる情報
- 5 法第二十条第二項第九号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 人工衛星の名称
  - 二 申請者が法人である場合は、役員の氏名
  - 三 使用人の氏名
- 四 法第二十一条各号のいずれにも該当しないこと。
- 6 内閣総理大臣は、法第二十条第一項の許可をしたときは、申請者に対し、その旨を通知するとともに、様式第十八による許可証を交付するものとする。
- 7 人工衛星管理者は、当該人工衛星等の打上げが行われる前に限り、前項の規定により交付を受けた許可証を内閣総理大臣に返納することができる。この場合において、当該許可は、その効力を失う。

(心身の故障により人工衛星の管理を適正に行うことができない者)

- 第二十条の二 法第二十一条第三号の内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により人工衛星の管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 (使用人)
- 第二十一条 法第二十一条第四号及び第五号の内閣府令で定める使用人は、申請者の使用人であって、当該申請者の人工衛星の管理に係る 業務に関する権限及び責任を有する者とする。

(人工衛星の構造に関する基準)

- 第二十二条 法第二十二条第二号の内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。
  - 一 人工衛星を構成する機器及び部品(以下「機器等」という。)の飛散を防ぐ仕組みが講じられていること。
  - 二 人工衛星を構成する機器若しくは部品を分離するもの又は人工衛星を他の人工衛星等に結合するものにあっては、他の人工衛星の管理に支障を及ぼさない仕組みが講じられていること。
  - 三 人工衛星の位置、姿勢及び状態の異常を検知したとき、当該人工衛星の破砕を予防する仕組みが講じられていること。

- 四 人工衛星の管理の期間中又は終了後、地球に落下する人工衛星又は人工衛星を構成する機器等にあっては、空中で燃焼させること等により、公共の安全の確保に支障を及ぼさない仕組みが講じられていること。
- 五 地球以外の天体を回る軌道に投入し、又は当該天体に落下した人工衛星又は人工衛星を構成する機器若しくは部品を地球に落下させて回収するものにあっては、地球外物質の導入から生ずる地球の環境の悪化を防止する仕組みが講じられていること。
- 六 地球以外の天体を回る軌道に投入し、又は当該天体に落下させる人工衛星又は人工衛星を構成する機器等にあっては、当該天体の有害な汚染を防止する仕組みが講じられていること。

(人工衛星の管理に関する措置)

- 第二十三条 法第二十二条第三号の内閣府令で定める措置は、次に掲げる措置とする。
  - 一 人工衛星を構成する機器若しくは部品を分離するとき又は人工衛星を他の人工衛星等に結合するときに、他の人工衛星の管理に支障を及ぼさないこと。
  - 二 人工衛星の位置、姿勢及び状態の異常を検知したときに、当該人工衛星の破砕を予防すること又は終了措置を実施すること。
  - 三 法第二十条第二項第三号に掲げる軌道から異なる軌道に移動し得る能力を有する人工衛星にあっては、他の人工衛星等と衝突する可能性があることを把握したときに回避することが適切と判断される場合は、回避すること。

(終了措置)

- 第二十四条 法第二十二条第四号二の内閣府令で定める措置は、次に掲げる措置とする。
  - 人工衛星の管理の終了後における誤作動及び爆発を防止すること。
  - 二 法第二十条第二項第三号に掲げる軌道から異なる軌道に移動し得る能力を有する人工衛星にあっては、なるべく他の人工衛星の管理 に支障を及ぼさない軌道に移動すること。

(変更の許可の申請等)

- 第二十五条 人工衛星管理者は、法第二十条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、様式第十九による申請書に、第二十条第二項第一号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類及び当該人工衛星の管理に係る同条第六項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 内閣総理大臣は、法第二十三条第一項の変更の許可をしたときは、人工衛星管理者に対し、その旨を通知するとともに、当該人工衛星の管理に係る第二十条第六項の許可証を返納させた上で、様式第十八による許可証を再交付するものとする。
- 3 法第二十三条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、法第二十条第二項第四号から第八号までに掲げる事項の実質的な変更 を伴わないものとする。
- 4 人工衛星管理者は、法第二十三条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第二十による届出書に、変更事項に係る書類及び当該人工衛星の管理に係る第二十条第六項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。 (事故時の届出)
- **第二十六条** 人工衛星管理者は、法第二十五条の規定による届出をしようとするときは、様式第二十一による届出書を内閣総理大臣に提出 しなければならない。
- 2 法第二十五条の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 当該事故が発生した日時及び位置
  - 二 当該事故の発生後の人工衛星の軌道

(人工衛星管理者の地位の承継の認可の申請等)

- 第二十七条 法第二十六条第一項の認可を受けようとする者は、様式第二十二による申請書に、次に掲げる書類及び譲渡人に係る第二十条 第六項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。
  - 譲受人が当該管理計画を実行する十分な能力を有していることを明らかにする書類
  - 二 譲渡及び譲受けに関する契約書の写し
  - 三 譲渡人又は譲受人が法人である場合は、譲渡又は譲受けに関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書類
- 2 人工衛星管理者は、法第二十六条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第二十三による届出書に、前項各号に掲げる書類及び譲渡人に係る第二十条第六項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 3 法第二十六条第三項の認可を受けようとする者は、様式第二十四による申請書に、次に掲げる書類及び被承継者に係る第二十条第六項 の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。
  - 一 合併の方法及び条件が記載された書類
  - 二 合併後存続する法人又は合併により設立される法人が当該管理計画を実行する十分な能力を有していることを明らかにする書類
  - 三 合併契約書の写し及び合併比率説明書
- 四 合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する 事類
- 4 法第二十六条第四項の認可を受けようとする者は、様式第二十五による申請書に、次に掲げる書類及び被承継者に係る第二十条第六項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。
  - 一 分割の方法及び条件が記載された書類
- 二 分割により人工衛星の管理に係る事業を承継する法人が当該管理計画を実行する十分な能力を有していることを明らかにする書類
- 三 分割契約書 (新設分割の場合にあっては、分割計画書) の写し及び分割比率説明書
- 四 分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思の決定を証する 書類
- 5 内閣総理大臣は、法第二十六条第一項、第三項又は第四項の認可をしたときは、申請者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(死亡の届出)

第二十八条 相続人は、法第二十七条第一項の規定による届出をするときは、様式第二十六による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(終了措置の届出)

第二十九条 人工衛星管理者は、法第二十八条第一項の規定による届出をするときは、様式第二十七による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(解散の届出)

第三十条 清算人又は破産管財人は、法第二十九条第一項の規定による届出をするときは、様式第二十八による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(許可の取消しを行う場合の手続)

第三十一条 内閣総理大臣は、法第三十条第一項の規定に基づき、法第二十条第一項の許可を取り消すときは、その旨を書面により当該人工衛星管理者に通知し、当該人工衛星の管理に係る第二十条第六項の許可証の返納を求めるものとする。

(立入検査をする者の身分証明書)

第三十二条 法第三十一条第二項の職員の身分を示す証明書は、様式第二十九によるものとする。

(ロケット落下等損害賠償補償契約に係る契約金額の上限)

第三十二条の二 法第四十条第二項の内閣府令で定める金額は、三千五百億円とする。

(業務の委託の範囲)

- 第三十三条 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行令第二条第一項第三号の内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの とする。
  - 一 補償金の支払の請求に係る書類の確認及び補正の指示
  - 二 補償金の額の算定
  - 三 支払うべき補償金の送金
  - 四 前各号に掲げるもののほか、補償金の支払に関し必要な業務のうち軽微なもの

(告示の内容)

- 第三十四条 法第四十八条第二項の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 業務の委託を開始する年月日
  - 二 委託した業務の内容

(供託することができる有価証券)

- 第三十五条 法第四十九条の内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。
  - 一 国債証券 (振替国債を含む。)
  - 二 地方債証券
  - 三 政府保証債券(その債券に係る債務を政府が保証している債券をいう。)
  - 四 特別の法律により法人の発行する債券 (前号に掲げるものを除く。)
  - 五 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)による担保付社債券及び法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券(前二号に掲げるもの、自己の社債券及び会社法(平成十七年法律第八十六号)による特別清算開始の命令を受け、特別清算終結の決定の確定がない会社、破産法(平成十六年法律第七十五号)による破産手続開始の決定を受け、破産手続終結の決定若しくは破産手続廃止の決定の確定がない会社、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)による再生手続開始の決定を受け、再生手続終結の決定若しくは再生手続廃止の決定の確定がない会社又は会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)による更生手続開始の決定を受け、更生手続終結の決定若しくは更生手続廃止の決定の確定がない会社が発行した社債券を除く。)

(供託物の取戻しの申請)

- **第三十六条** 打上げ実施者は、法第五十一条の規定による承認を受けようとするときは、様式第三十による申請書に、同条各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 当該人工衛星等の打上げについて現に存する供託物が金銭の場合にあってはその金額、振替国債の供託にあってはその銘柄及び金額、振替債以外の有価証券の場合にあってはその名称、総額面、券面額、回記号、番号、枚数及び附属利賦札
  - 二 取り戻そうとする供託物が金銭の場合にあってはその金額、振替国債の供託にあってはその銘柄及び金額、振替債以外の有価証券の 場合にあってはその名称、総額面、券面額、回記号、番号、枚数及び附属利賦札

書面の用語等)

- 第三十七条 この府令に規定する申請書及び届出書は、日本語で作成しなければならない。ただし、住所、氏名又は名称及び連絡先については、外国語で記載することができる。
- 2 この府令に規定する申請書及び届出書に添える書類は、日本語又は英語で記載されたものに限る。ただし、英語で記載されたものであるときは、その日本語による翻訳文を提出しなければならない。
- 3 特別の事情により、前項の書類が同項に定める言語で提出することができない場合は、同項の規定にかかわらず、その日本語による翻訳文を添えて提出することができる。

附則

(施行期日)

- 第一条 この府令は、法の施行の日から施行する。ただし、第五条第一項から第三項まで、第十三条第一項から第三項まで、第十六条第一項から第三項まで、第十九条及び第二十条第一項から第三項までの規定は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。 (準備行為)
- **第二条** 法附則第二条に規定する許可又は認定を受けようとする者は、この府令の施行前においても、第五条第一項から第三項まで、第十三条第一項から第三項まで、第十六条第一項から第三項まで、第十九条及び第二十条第一項から第三項までの規定の例により、その申請を行うことができる。

附 則 (平成三〇年一〇月二六日内閣府令第五〇号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月二七日内閣府令第一五号)

この府令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和元年九月一三日内閣府令第二七号)

この府令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日(令和元年九月 十四日)から施行する。

附 則 (令和二年一二月二八日内閣府令第八四号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年八月二日内閣府令第五二号)

この府令は、公布の日から施行する。

	7
附 則 (令和三年一二月一六日内閣府令第七四号) この府令は、宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律の施行の日(令和三年十二月二十三日)から施行	する。

# 様式第一(第五条第一項関係)

人工衛星等の打上げに係る許可申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号) 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称) 連 絡 先

下記のとおり、人工衛星等の打上げの許可を受けたいので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第4条第2項の規定により、申請します。

人工衛星の打上げ用ロケ		
ットの設計(別紙1)又		
は型式認定番号		
打上げ施設の場所、構造		
及び設備(別紙2)又は		
適合認定番号		
ロケット打上げ計画		
(別紙3)		
人工衛星の打上げ用ロケ		
ットの型式、機体の名称		
及び号機番号		
人工衛星の打上げ用ロケ	人工衛星の数:	
ットに搭載される人工衛	(名称)	(目的及び方法)
星の数並びにそれぞれの		
人工衛星の名称、利用の		
目的及び方法		
人工衛星等の打上げに係		
る業務を行う役員の氏名		
(申請者が法人の場合)		
人工衛星等の打上げに係		
る業務を行う使用人の氏		
名		
法第5条に定める欠格事由	の該当有無	□有□無

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第5条第2項各 号に掲げる書類を添付すること。

(別紙1)

# 人工衛星の打上げ用ロケットの設計

# 1 概要

	主要諸元
型式 (※1)	
機体の名称(※2)	
段構成	
補助ブースタ等の	
有無及び本数	
全長 (m)	
直径(代表径)(m)	
全備質量(t)	
(人工衛星を除く)	
誘導方式	
飛行中断措置の方法	

- ※1 型式とは、機体形態の別を考慮しないロケットの型式を指す名称をいう。例:H-IIA
- ※2 機体の名称とは、機体形態の別により異なる名称をいう。例:202型

衛星フェアリング				
名称				
全長 (m)				
外径(m)				
質量(t)				
主要搭載電子装置				

各段等の詳細(必要に応じ補助ロケット等※の諸元を追記すること)						
	第	段				
全長 (m)						
外径 (m)						
質量(t)						
エンジン等の基(本)						
数						
エンジン等1基(本)						
あたり推力(kN)						
燃焼時間 (s)						
推進薬種類						
推進薬質量(t)						
姿勢制御方式						
主要搭載電子装置						

※ガスジェット・サイドジェット等の姿勢制御用エンジン等を含む

打上げ能力				
高度 (km)				
軌道傾斜角 (度)				
打上げ可能質量				
(kg)				

- 2 ロケットシステム系統図
- 3 飛行安全管制に係る主要構成装置等
- ※装置等の名称、概要及び搭載段
- 4 エンジン系統図(第 段)
- ※1 補助ロケット、姿勢制御用エンジン等を含む。
- ※2 着火装置等の安全に係る機能を含む。
- 5 軌道上における不要な人工物体(以下「軌道上デブリ」という。)発生の抑制のための措置
- ※ロケット軌道投入段、人工衛星分離に係る装置等

(別紙2)

# 打上げ施設の場所、構造及び設備

# 1 概要

施設名	各称	
所在均	也	
		備考 施設が複数住所にまたがる場合は、代表地点の住所を記載すること。
		打上げ施設の概要及び主要設備の配置図
備考	1	縮尺等により距離情報を記載すること。
	2	打上げ施設外との境界を明示すること。

# 2 主要設備

※名称及び概要、セキュリティ対策

# 3 発射装置

※概要及びシステム系統図(着火装置等の安全に係るシステムを含む。)

# 4 飛行安全管制に係る主要構成装置等

※概要及びシステム系統図

## (別紙3)

#### ロケット打上げ計画

- 1 保安及びセキュリティ対策
- 2 防災計画の策定等
- 3 推進薬等の取扱いに係る安全対策
- 4 落下予想区域等を考慮した飛行経路の設定
- 5 適切な落下限界線の設定
- 6 警戒区域の設定及び第三者の進入防止体制の構築
- 7 自然災害等による警報発令時の対策
- 8 航空機や船舶等への事前通報
- 9 適切な打上げ日時の設定
- 10 搭載される人工衛星を考慮した飛行能力
- 11 気象状況を踏まえた飛行成立性の確認
- 12 警戒区域解除前の第三者損害発生の防止
- 13 飛行安全管制の実施
- 14 飛行中断の実施
- 15 海上浮遊物の回収
- 16 軌道上デブリ発生の抑制
- 17 ロケット軌道投入段の保護領域からの除去
- 18 ロケット打上げ計画を実行する体制の構築

## 様式第二 (第五条第四項及び第九条第二項関係)

人工衛星等の打上げ(変更)許可証

年 月 日

内閣総理大臣

記

- 1 申請年月日
- 2 打上げ実施者の氏名又は名称
- 3 許可番号
- 4 人工衛星の打上げ用ロケットの型式、機体の名称及び号機番号
- 5 打上げ施設の名称及び場所

名称:

場所:

- 6 人工衛星の打上げ用ロケットに搭載される人工衛星の名称
- 7 許可に付した条件

## 様式第三 (第九条第一項関係)

人工衛星等の打上げに係る変更の許可申請書

許可番号	
許可年月日	
型式及び号機番号	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号) 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称) 連 絡 先

下記のとおり、人工衛星等の打上げに係る変更の許可を受けたいので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第7条第1項の規定により、申請します。

	新	旧
変更の内容		
変更理由		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第5条第2項第 1号及び第2号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類及び許可証の写しを 添付すること。

# 様式第四 (第九条第四項関係)

#### 様式第四 (第九条第四項関係)

人工衛星等の打上げに係る変更届出書

許可番号	
許可年月日	
型式及び号機番号	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号) 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称) 連 絡 先

下記のとおり、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第7条第2項に規 定される変更をしたので、同項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

記

	新	旧
変更の内容		
変更理由		

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 当該変更事項に係る書類及び許可証の写しを添付すること。

## 様式第四の二(第九条の四第一項関係)

## 損害賠償担保措置の承認申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号) 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称) 連 絡 先

下記のとおり、損害賠償担保措置の承認を受けたいので、人工衛星等の打上げ及び人工 衛星の管理に関する法律施行規則第9条の4第1項の規定により、申請します。

人工衛星等の打上げを予定する日	
人工衛星の打上げ用ロケットの発	
射から全部の人工衛星を分離する	
までの予定時間	
人工衛星の打上げ用ロケットの全	
部又は一部が最後に再突入する予	
定時期	
人工衛星の打上げ用ロケットの型	
式、機体の名称及び号機番号	
打上げ施設の名称及び場所	
人工衛星の打上げ用ロケットに搭	人工衛星の数:
載される人工衛星の数及びそれぞ	(名称)
れの人工衛星の名称	
講じようとする損害賠償担保措置	□ロケット落下等損害賠償責任保険契約及びロケッ
	ト落下等損害賠償補償契約の締結
	□供託
	□その他
法第4条第1項の許可の取得状況	□取得済 (許可番号: )
	□申請中 (申請日: )
	□申請前

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第9条の4第2

項各号に掲げる書類を添付すること。

#### 様式第四の三(第九条の五第一項関係)

損害賠償担保措置の変更の承認申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号) 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称) 連 絡 先

下記のとおり、損害賠償担保措置の変更の承認を受けたいので、人工衛星等の打上げ及び 人工衛星の管理に関する法律施行規則第9条の5第1項の規定により、申請します。

	新	旧
損害賠償担保措置の 変更の内容		
変更理由		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第9条の4第2 項第1号から第3号までに掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類を添付する こと。

# 様式第五 (第十条第一項関係)

#### 様式第五 (第十条第一項関係)

人工衛星等の打上げに係る事業の譲渡及び譲受け認可申請書

許可番号	
許可年月日	
型式及び号機番号	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(譲渡人) (郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称)

連絡先

(譲受人) (郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称)

連絡先

下記のとおり、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第10条第1項の 規定により、人工衛星等の打上げに係る事業の譲渡及び譲受けについて認可を受けたいの で申請します。

記

## 打上げ実施者の地位の承継に関する事項

11 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1	- + /,		
承継年月日	年 月	目	
譲渡人及び譲受人の氏名又は	(譲渡人) 氏名又は	名称:	
名称及び住所	住所:		
	(譲受人) 氏名又は	名称:	
	住所:		
譲渡及び譲受けの理由			
法第5条に定める欠格事由の該	当有無	□ ≉	可 □ 無

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第10条第1項 各号に掲げる書類及び譲渡人の許可証の写しを添付すること。

## 様式第六 (第十条第二項関係)

法人の合併による打上げ実施者の地位の承継に係る認可申請書

許可番号	
許可年月日	
型式及び号機番号	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号) 住 所 合併する法人の名称 連 絡 先 (郵便番号) 住 所 合併する法人の名称 連 絡 先

下記のとおり、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第10条第2項の 規定により、法人の合併による打上げ実施者の地位の承継について認可を受けたいので申 請します。

記

# 打上げ実施者の地位の承継に関する事項

承継年月日		年	月	目			
合併後存続する法人又は合併	名称:						
により設立される法人の名称	住所:						
及び住所							
合併の理由							
法第5条に定める欠格事由の該当有無					□有	無	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第10条第2項 各号に掲げる書類及び被承継者の許可証の写しを添付すること。

## 様式第七 (第十条第三項関係)

#### 様式第七 (第十条第三項関係)

法人の分割による打上げ実施者の地位の承継に係る認可申請書

許可番号	
許可年月日	
型式及び号機番号	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号) 住 所 分割する法人の名称 連 絡 先

下記のとおり、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第10条第3項の 規定により、法人の分割による打上げ実施者の地位の承継について認可を受けたいので申 請します。

記

# 打上げ実施者の地位の承継に関する事項

承継年月日		年	月	日		
分割により人工衛星等の打上	名称:					
げに係る事業を承継する法人	住所:					
の名称及び住所						
分割の理由						
法第5条に定める欠格事由の該当有無					□有	無

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第10条第3項 各号に掲げる書類及び被承継者の許可証の写しを添付すること。

## 様式第八(第十一条第一項関係)

人工衛星等の打上げに係る許可の失効届出書

許可番号	
許可年月日	
型式及び号機番号	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号) 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称) 連 絡 先

下記のとおり、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第11条の規定により、届け出ます。

許可失効年月日	年	月 日		
法第11条各号のうち該当する号			□三	
許可失効の理由が死亡の場合は、	氏名:			
死亡した者の氏名及び住所	住所:			
許可失効の理由が死亡の場合は、				
死亡した者との続柄				

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 許可失効の理由が人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第11 条第1号から第3号までのいずれかに該当する場合は、許可証を添付すること。

# 様式第九 (第十三条第一項関係)

## 様式第九 (第十三条第一項関係)

型式認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号) 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称) 連 絡 先

下記のとおり、人工衛星の打上げ用ロケットの設計の型式認定を受けたいので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第13条第2項の規定により、申請します。

人工衛星の打上げ用	
ロケットの設計(	
別紙)	
飛行中断措置その他	
の人工衛星の打上げ	
用ロケットの飛行経	
路及び打上げ施設の	
周辺の安全を確保す	
る方法	
人工衛星の打上げ用	
ロケットと打上げ施	
設の適合性を確保す	
る技術的条件	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第13条第2項 各号に掲げる書類を添付すること。

(別紙)

# 人工衛星の打上げ用ロケットの設計

# 1 概要

主要諸元					
型式 (※1)					
機体の名称(※2)					
段構成					
補助ブースタ等の					
有無及び本数					
全長 (m)					
直径(代表径)(m)					
全備質量(t)					
(人工衛星を除く)					
誘導方式					
飛行中断措置の方法					

- ※1 型式とは、機体形態の別を考慮しないロケットの型式を指す名称をいう。例:H-IIA
- ※2 機体の名称とは、機体形態の別により異なる名称をいう。例:202型

衛星フェアリング					
名称					
全長 (m)					
外径 (m)					
質量(t)					
主要搭載電子装置					

機体の名称								
各段等の詳細	钿(必要	に応じ補	助ロケッ	, ト等 <b>※</b> の	諸元を違	追記する	こと)	
	第	段						
全長 (m)								
外径 (m)								
質量(t)								
エンジン等の基(本)								
数								
エンジン等1基(本)								
あたり推力(kN)								
燃焼時間 (s)								
推進薬種類								
推進薬質量(t)								
姿勢制御方式								
主要搭載電子装置								

※ガスジェット・サイドジェット等の姿勢制御用エンジン等を含む

打上げ能力(必要に応じて代表的軌道を追記すること)				
代表的軌道名称	低軌道			
高度 (km)				
軌道傾斜角 (度)				
打上げ可能質量				
(kg)				

- 2 ロケットシステム系統図
- 3 飛行安全管制に係る主要構成装置等 ※装置等の名称、概要及び搭載段
- 4 エンジン系統図 (第 段)
- ※1 補助ロケット、姿勢制御用エンジン等を含む。
- ※2 着火装置等の安全に係る機能を含む。
- 5 軌道上における不要な人工物体(以下「軌道上デブリ」という。)発生の抑制のための措置
- ※ロケット軌道投入段、人工衛星分離に係る装置等

#### 様式第十 (第十三条第四項及び第十四条第二項関係)

型式(変更)認定書

下記のとおり申請のあった人工衛星の打上げ用ロケットの設計について、人工衛星等の 打上げ及び人工衛星の管理に関する法律 第13条第1項 第14条第1項 認定を行う。

年 月 日

内閣総理大臣

記

- 1 申請年月日
- 2 型式認定を受けた者の氏名又は名称
- 3 型式認定番号
- 4 人工衛星の打上げ用ロケットの型式及び機体の名称 型式:

機体の名称:

## 様式第十一 (第十四条第一項関係)

## 様式第十一 (第十四条第一項関係)

型式認定に係る変更の認定申請書

型式認定番号	
型式認定年月日	
型式	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号) 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称) 連絡先

下記のとおり、人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定に係る変更の認定を受けたいので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第14条第1項の規定により、申請します。

	新	旧
変更の内容		
変更理由		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第13条第2項 第1号から第3号までに掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類、当該変更後 の人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合していることを 証する書類及び型式認定書の写しを添付すること。

## 様式第十二 (第十四条第四項関係)

# 型式認定に係る変更届出書

型式認定番号	
型式認定年月日	
型式	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号) 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称) 連 絡 先

下記のとおり、人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定に係る変更をしたので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第14条第2項の規定により、届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更理由		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 当該変更事項に係る書類及び型式認定書の写しを添付すること。

## 様式第十三 (第十六条第一項関係)

適合認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号) 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称) 連 絡 先

下記のとおり、打上げ施設の適合認定を受けたいので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第16条第2項の規定により、申請します。

打上げ施設の場所、構造及び					
設備 (別紙)					
型式認定番号					
型式					
型式認定年月日	年	月	日		
飛行中断措置その他の人工衛					
星の打上げ用ロケットの飛行					
経路及び打上げ施設の周辺の					
安全を確保する方法					

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第16条第2項 各号に掲げる書類を添付すること。

(別紙)

# 打上げ施設の場所、構造及び設備

# 1 概要

施設名	<b>台</b> 杉	
所在均	也	
		備考 施設が複数住所にまたがる場合は、代表地点の住所を記載すること。
		打上げ施設の概要及び主要設備の配置図
備考	1	縮尺等により距離情報を記載すること。
	9	打上げ施設外との管界を明示すること

# 2 主要設備

※名称及び概要、セキュリティ対策

# 3 発射装置

※概要及びシステム系統図(着火装置等の安全に係るシステムを含む。)

4 飛行安全管制に係る主要構成装置等

※概要及びシステム系統図

## 様式第十四(第十六条第四項及び第十七条第二項関係)

打上げ施設 (変更) 認定書

年 月 日

内閣総理大臣

記

- 1 申請年月日
- 2 適合認定を受けた者の氏名又は名称
- 3 適合認定番号
- 4 対象とする人工衛星の打上げ用ロケットの型式
- 5 打上げ施設の名称及び場所

名称:

場所:

## 様式第十五 (第十七条第一項関係)

適合認定に係る変更の認定申請書

適合認定番号	
適合認定年月日	
型式	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号) 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称) 連絡先

下記のとおり、打上げ施設の適合認定に係る変更の認定を受けたいので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第17条第1項の規定により、申請します。

	新	旧
変更の内容		
変更理由		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第16条第2項 第1号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類、当該変更後の打上げ施設が 型式別施設安全基準に適合していることを証する書類及び打上げ施設認定書の写 しを添付すること。

# 様式第十六 (第十七条第四項関係)

## 様式第十六 (第十七条第四項関係)

# 適合認定に係る変更届出書

適合認定番号	
適合認定年月日	
型式	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号) 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称) 連 絡 先

下記のとおり、打上げ施設の適合認定に係る変更をしたので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第17条第2項の規定により、届け出ます。

記

	新	旧
変更の内容		
変更理由		

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 当該変更事項に係る書類及び打上げ施設認定書の写しを添付すること。

# 様式第十七 (第二十条第一項関係)

人工衛星の管理に係る許可申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号) 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称) 連 絡 先

下記のとおり、人工衛星の管理の許可を受けたいので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第20条第2項の規定により、申請します。

人工衛星の名称					
人工衛星管理設備					
の場所					
人工衛星の軌道					
人工衛星の利用の	□ 測位 □ 通信・放送 □ リモートセンシング				
目的及び方法	□ 宇宙科学 □ 宇宙資源の探査・開発(※)				
	□ その他(				
	※宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律				
	第2条第2号に規定する宇宙資源の探査及び開発を目的とする場				
	合				
人工衛星の構造					
人工衛星の構造 (別紙1)					
(別紙1)					
(別紙1) 法第22条第4号					
(別紙1) 法第22条第4号 に定める終了措置					
(別紙1) 法第22条第4号 に定める終了措置					
(別紙1) 法第22条第4号 に定める終了措置 の内容					
(別紙1) 法第22条第4号 に定める終了措置 の内容 管理計画					
(別紙1) 法第22条第4号 に定める終了措置 の内容 管理計画 (別紙2)					

の場合)				
人工衛星の管理に				
係る業務を行う役				
員の氏名(申請者				
が法人の場合)				
人工衛星の管理に				
係る業務を行う使				
用人の氏名				
法第21条に定める欠格事由の該当有無		有	□ 無	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第20条第2項 各号に掲げる書類を添付すること。 (別紙1)

# 人工衛星の構造

# 1 概要

寸法 (mm)	(打上げ時)
	(運用時)
全備質量(kg)	
設計寿命	
電源方式	
姿勢制御方式	
推進方式	
□ 有 □ 無	
推進薬種類	
推進薬質量(kg)	
火工品	
□ 有 □ 無	
展開物	
□ 有 □ 無	
主要構造材料	
主要搭載機器	
他の天体由来の物	
質を地球に落下さ	
せて回収する計画	
□ 有 □ 無	
地球以外の天体を	
回る軌道に投入ま	
たは当該天体に落	
下させる計画	
□ 有 □ 無	

- 2 概要図
- 3 人工衛星システム系統図

(別紙2)

### 管理計画

- 1 人工衛星管理設備の概要
- 2 人工衛星の管理の方法
- 3 分離又は結合時の他の人工衛星の管理への干渉防止
- 4 異常時の破砕防止
- 5 他の人工衛星等との衝突回避
- 6 終了措置
- 7 人工衛星の管理を実行する体制の構築 (管理の組織及び業務、異常事態への対応、セキュリティ対策の構築等)

#### 様式第十八(第二十条第六項及び第二十五条第二項関係)

人工衛星の管理(変更)許可証

年 月 日

内閣総理大臣

- 1 申請年月日
- 2 人工衛星管理者の氏名又は名称
- 3 許可番号
- 4 人工衛星の名称
- 5 人工衛星管理設備の場所
- 6 許可に付した条件

# 様式第十九 (第二十五条第一項関係)

#### 様式第十九 (第二十五条第一項関係)

人工衛星の管理に係る変更の許可申請書

許可番号	
許可年月日	
人工衛星の名称	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号) 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称) 連 絡 先

下記のとおり、人工衛星の管理に係る変更の許可を受けたいので、人工衛星等の打上げ 及び人工衛星の管理に関する法律第23条第1項の規定により、申請します。

	新	旧
変更の内容		
変更理由		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第20条第2項 第1号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類及び許可証の写しを添付する こと。

### 様式第二十 (第二十五条第四項関係)

人工衛星の管理に係る変更届出書

許可番号	
許可年月日	
人工衛星の名称	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号) 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称) 連 絡 先

下記のとおり、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第23条第2項に 規定される変更をしたので、同項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

記

	新	旧
変更の内容		
変更理由		

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 当該変更事項に係る書類及び許可証の写しを添付すること。

# 様式第二十一 (第二十六条第一項関係)

# 様式第二十一 (第二十六条第一項関係)

人工衛星の事故届出書

許可番号	
許可年月日	
人工衛星の名称	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)住 所氏 名(法人にあっては、名称)

連絡先

下記のとおり、人工衛星に事故があったので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第25条の規定により、届け出ます。

記

当該事故の状況	
当該事故が発生した	日時:
日時及び位置	位置:
当該事故の発生後の	
人工衛星の軌道	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

#### 様式第二十二 (第二十七条第一項関係)

人工衛星の管理に係る事業の譲渡及び譲受け認可申請書

許可番号	
許可年月日	
人工衛星の名称	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(譲渡人) (郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称)

連絡先

(譲受人) (郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称)

連絡先

下記のとおり、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第26条第1項の 規定により、人工衛星の管理に係る事業の譲渡及び譲受けについて認可を受けたいので申 請します。

記

### 人工衛星管理者の地位の承継に関する事項

八工用生音と音の地位の外側に関する事で			
承継年月日	年 月	日	
譲渡人及び譲受人の氏名又は	(譲渡人) 氏名又は	名称:	
名称及び住所	住所:		
	(譲受人) 氏名又は	名称:	
	住所:		
譲渡及び譲受けの理由			
法第21条に定める欠格事由の記	該当有無	□有	□ 無

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第27条第1項 各号に掲げる書類及び譲渡人の許可証の写しを添付すること。

# 様式第二十三 (第二十七条第二項関係)

#### 様式第二十三 (第二十七条第二項関係)

人工衛星の管理に係る事業の譲渡届出書

許可番号	
許可年月日	
人工衛星の名称	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号) 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称) 連 絡 先

下記のとおり、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第26条第2項に 規定される人工衛星の管理に係る事業の譲渡を行うので、同項の規定により、届け出ま す。

譲渡年月日	年 月 日
譲受人の氏名又は名称及び住	氏名又は名称:
所	住所:
譲渡の理由	
譲受人が用いる人工衛星管理	
設備の場所	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第27条第1項 各号に掲げる書類及び譲渡人の許可証の写しを添付すること。

#### 様式第二十四 (第二十七条第三項関係)

法人の合併による人工衛星管理者の地位の承継に係る認可申請書

許可番号	
許可年月日	
人工衛星の名称	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号) 住 所 合併する法人の名称 連 絡 先 (郵便番号) 住 所 合併する法人の名称 連 絡 先

下記のとおり、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第26条第3項の 規定により、法人の合併による人工衛星管理者の地位の承継について認可を受けたいので 申請します。

記

# 人工衛星管理者の地位の承継に関する事項

承継年月日		年	月	目			
合併後存続する法人又は合併	名称:						
により設立される法人の名称	住所:						
及び住所							
合併の理由							
法第21条に定める欠格事由の該当有無			□有	無			

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第27条第3項 各号に掲げる書類及び被承継者の許可証の写しを添付すること。

# 様式第二十五 (第二十七条第四項関係)

#### 様式第二十五 (第二十七条第四項関係)

法人の分割による人工衛星管理者の地位の承継に係る認可申請書

許可番号	
許可年月日	
人工衛星の名称	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号) 住 所 分割する法人の名称 連 絡 先

下記のとおり、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第26条第4項の 規定により、法人の分割による人工衛星管理者の地位の承継について認可を受けたいので 申請します。

記

### 人工衛星管理者の地位の承継に関する事項

承継年月日		年	月	月			
分割により人工衛星の管理に	名称:						
係る事業を承継する法人の名	住所:						
称及び住所							
分割の理由							
法第21条に定める欠格事由の該当有無			□有	無			

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第27条第4項 各号に掲げる書類及び被承継者の許可証の写しを添付すること。

# 様式第二十六 (第二十八条関係)

人工衛星管理者に係る死亡届出書

許可番号	
許可年月日	
人工衛星の名称	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

連絡先

下記のとおり、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第27条第1項の 規定により、届け出ます。

死亡した者の氏名及び住所	氏名:					
	住所:					
死亡年月日		年	月	日		
死亡した者との続柄						

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

# 様式第二十七 (第二十九条関係)

### 様式第二十七 (第二十九条関係)

人工衛星の管理に係る終了措置届出書

許可番号	
許可年月日	
人工衛星の名称	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号) 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称) 連 絡 先

下記のとおり、人工衛星の管理を終了するので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第28条第1項の規定により、届け出ます。

終了措置を講ずる年月日	年	月	月		
終了措置を講ずる理由					
法第22条第4号に定める 終了措置の内容	1		П	□ <i>ハ</i>	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 法第22条第4号ニの措置を行う場合は、人工衛星の位置、姿勢及び状態を終了措置の内容の欄に記載すること。

### 様式第二十八 (第三十条関係)

人工衛星管理者である法人に係る解散届出書

許可番号	
許可年月日	
人工衛星の名称	

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(清算人又は破産管財人) (郵便番号)

住 所 氏 名 (法人にあっては、名称) 連 絡 先

下記のとおり、人工衛星管理者である法人が合併以外の事由により解散したので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第29条第1項の規定により、届け出ます。

解散した法人の名称及び住所	名称:				
	住所:				
解散年月日		年	月	月	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

#### 様式第二十九 (第三十二条関係)

(表)

第 号

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第31条第2項の規定 による身分証明書

.

職名及び氏名

写

 年
 月
 日生

 年
 月
 日発行

真

内閣総理大臣

(裏)

#### 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律抜粋

- 第31条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、打上げ実施者、第十三条第一項の型式認定を受けた者、第十六条第一項の適合認定を受けた者若しくは人工衛星管理者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業所に立ち入り、これらの者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

四 (略)

### 様式第三十 (第三十六条第一項関係)

供託物取戻承認申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(郵便番号) 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称) 連 絡 先

下記のとおり、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第51条の規定により、損害賠償担保措置としての供託物の取戻しについて承認を受けたいので、申請します。

法第51条各号のうち該当する号		口三	
現に存する供託物			
取り戻そうとする供託物			

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第51条各号のいずれかに該当することを証する書類を添付すること。